さらに、国土交通大臣は、新規参入をした一般乗合旅客自動車運送事業者に対し、その事業の経営により利便増進実施計画の維持が困難となるため、公衆の利便が著しく阻害されるおそれがあると認めるときは、公衆の利便を確保するためやむを得ない限度において、当該事業の実施方法の変更を命ずることができる。

なお、道路運送法において、国土交通大臣は、一定の新規参入の申請があった場合に当該申請があった旨を関係地方公共団体に通知するものとされているところ、同法に基づく通知を受けた地方公共団体は、当該申請に対する意見を国土交通大臣に提出することができる。当該意見の提出に当たっては、地方公共団体が中心となって地域の関係者と議論し、当該新規参入が利便増進実施計画に与える影響について実証的かつ定量的に明らかにすることが必要である。

地方公共団体と交通事業者が協定を締結して、エリア内の路線を一括して複数年にわたって運行する「エリア一括協定運行事業」に取り組もうとする場合には、利便増進実施計画に、交通サービス水準、費用負担等、実施方法に関する事項を記載することができる。

エリア一括協定運行事業を実施する区域においても同様に、一般旅客自動車運送事業の許可又は事業計画の変更の認可の申請があった場合、それにより利便増進実施計画の維持が困難となり、公衆の利便が著しく阻害されるおそれがあるか否かを審査することとする。その審査に当たっては、当該利便増進実施計画に記載された協定で定められたサービス水準による運行の実施見込み等を踏まえ、判断することとする。法第二十七条の十八第八項の規定により、当該利便増進実施計画の認定を受けた地方公共団体が、当該申請に対し意見を提出する場合には、このような観点を踏まえることが望ましい。

2　（略）

四　（略）

五　新地域旅客運送事業に関する基本的な事項

近年の技術の進歩等の結果、鉄道事業又は軌道事業、道路運送事業、海上運送事業のうち二以上の事業にまたがる輸送形態であり、同一の車両又は船舶を用いて一貫した運送サービスを提供する新たな運送サービスが出現しつつあるが、こうした運送サービスのうち、地域の旅客輸送需要にきめ細かく対応した効率的な運送サービスを提供する事業を新地域旅客運送事業として、その導入の円滑化を図ることとしている。

このため、新地域旅客運送事業計画（以下五において「事業計画」という。）の策定に当たっては、観光交流の促進による地域活性化や温室効果ガスの排出削減など環境負荷の低減、交通空白の解消、乗継ぎに対する抵抗感の解消による公共交通の円滑化等、新地域旅客運送事業の目標を可能な限り明確に記載することとする。

事業計画に定める事項は、基本方針に照らして適切なものであることが求められる。事業計画の認定に当たっては、事業の目標、運行形態、維持・運営コスト等を踏まえて、一2に掲げる目標を実現し、地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する効率的な運送サービスであるかどうか判断する。

併せて、事業計画の内容を実現するための手段、実現性、関係機関との連携等が、新地域旅客運送事業を確実に遂行するために適切なものであるかどうかについても審査する。

さらに、国土交通大臣は、新規参入をした一般乗合旅客自動車運送事業者に対し、その事業の経営により利便増進実施計画の維持が困難となるため、公衆の利便が著しく阻害されるおそれがあると認めるときは、公衆の利便を確保するためやむを得ない限度において、当該事業の実施方法の変更を命ずることができる。

なお、道路運送法において、国土交通大臣は、一定の新規参入の申請があった場合に当該申請があった旨を関係地方公共団体に通知するものとされているところ、同法に基づく通知を受けた地方公共団体は、当該申請に対する意見を国土交通大臣に提出することができる。当該意見の提出に当たっては、地方公共団体が中心となって地域の関係者と議論し、当該新規参入が利便増進実施計画に与える影響について実証的かつ定量的に明らかにすることが必要である。

地方公共団体と交通事業者が協定を締結して、エリア内の路線を一括して複数年にわたって運行する「エリア一括協定運行事業」に取り組もうとする場合には、利便増進実施計画に、交通サービス水準、費用負担等、実施方法に関する事項を記載することができる。

エリア一括協定運行事業を実施する区域においても同様に、一般旅客自動車運送事業の許可又は事業計画の変更の認可の申請があった場合、それにより利便増進実施計画の維持が困難となり、公衆の利便が著しく阻害されるおそれがあるか否かを審査することとする。その審査に当たっては、当該利便増進実施計画に記載された協定で定められたサービス水準による運行の実施見込み等を踏まえ、判断することとする。法第二十七条の十八第八項の規定により、当該利便増進実施計画の認定を受けた地方公共団体が、当該申請に対し意見を提出する場合には、このような観点を踏まえることが望ましい。

2　（略）

四　（略）

五　新地域旅客運送事業に関する基本的な事項

近年の技術の進歩等の結果、鉄道事業又は軌道事業、道路運送事業、海上運送事業のうち二以上の事業にまたがる輸送形態であり、同一の車両又は船舶を用いて一貫した運送サービスを提供する新たな運送サービスが出現しつつあるが、こうした運送サービスのうち、地域の旅客輸送需要にきめ細かく対応した効率的な運送サービスを提供する事業を新地域旅客運送事業として、その導入の円滑化を図ることとしている。

このため、新地域旅客運送事業計画（以下五において「事業計画」という。）の策定に当たっては、観光交流の促進による地域活性化や温室効果ガスの排出削減など環境負荷の低減、交通空白地帯の解消、乗継ぎに対する抵抗感の解消による公共交通の円滑化等、新地域旅客運送事業の目標を可能な限り明確に記載することとする。

事業計画に定める事項は、基本方針に照らして適切なものであることが求められる。事業計画の認定に当たっては、事業の目標、運行形態、維持・運営コスト等を踏まえて、一2に掲げる目標を実現し、地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する効率的な運送サービスであるかどうか判断する。

併せて、事業計画の内容を実現するための手段、実現性、関係機関との連携等が、新地域旅客運送事業を確実に遂行するために適切なものであるかどうかについても審査する。